



今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務 TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金 Q&A
- ★ マイナンバー制度いよいよスタート



ごあいさつ

馬耳東風 (ばじとうふう)

錦秋の候、皆様方におかれましては益々ご健勝のことと存じ上げます。『天災は忘れた頃にやって来る』といったのは物理学者の故 寺田憲彦氏です。先月 関東地方を襲った集中豪雨は、まさにその警告どおりだったのではないのでしょうか。水害が最も大きかった常総市の皆様をはじめ、被害にあわれた方々には喪心より御見舞を申し上げます。そしてまた一日も早い復興をお祈り致します。

寺田氏はさらに『文明が豊かであればあるほど災害が激烈さを増す』と言っています。それを裏付けるかのように「自家用車4台全部流された」、「秋の収穫を目前にしてコンバインを流されてしまった」と肩を落とす人まで。昨年広島地方を襲った集中豪雨被害の記憶もまだ冷めやらぬうちの今回の災害。身近な災難や災害は最小限にすむよう備えておきたいものです。

さて、日本は今 消費税の軽減税率の導入を巡って、議論の真っ最中です。8%に据え置く品目を食料品全般とするか、生鮮食品のみにするか。いづれにせよたった2%の差に議論が収まりそうにありません。諸外国の例を見ると軽減率は最低でも5%。10%以上の国さえあります。軽減税率の導入に伴う税収減を補う財源の確保もいまだに決まっていません。これまでを見ていると、本来国家・国民のための消費税改革が、一部政治家の保身と手柄に利用されている気がしてなりません。元々消費税増税と同時改正の約束だった「議員定数の削減」はいったいどこに行ってしまったのでしょうか。国民に負担を求める前にまず自らが身を切る覚悟を国会議員には望みたいものです。一票の格差是正の最高裁判決が出ているにもかかわらず、今の彼らには馬耳東風のようなようです。

税務カレンダー

2015年11月

- ◆ 個人事業税 第2期・・・11/30 まで
- ◆ 個人所得税 予定納税第2期・・・11/30 まで

2015年12月

- ◆ 固定資産税 第3期・・・1/5 まで
- ◆ 個人事業主 消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書の提出期限
- ◆ 年末調整手続

2016年1月

- ◆ 源泉所得税 納期特例分・・・1/20 まで
- ◆ 住民税普通徴収 第4期・・・2/1 まで
- ◆ 法定調書合計表の提出・・・2/1 まで
- ◆ 給与支払報告書の提出・・・2/1 まで
- ◆ 償却資産申告書の提出・・・2/1 まで

※11月11日から17日は、税を考える週間です。

※ 固定資産税の納期は、蓮田市の場合です。
納期は自治体により異なります。

税 務 TOPIX

タワーマンション節税に“マッタ”

平成27年から始まった相続税の課税強化に伴い、マスコミ等で話題のタワーマンション節税に対し、国税庁は先月29日 通達6項の適用を行う旨発表、いわゆるタワマン節税に実質ストップをかけました。ただこの6項の中にある“著しく不適當”をどう解釈するかが問題。個人的には2倍程度と見たいところだが、課税庁的にはその取得の時期や使用状況など総合的に判断とみるのが妥当かもしれません。



宮沢洋一氏では荷が重すぎか…

衆院3回、参院1回 計4回の当選回数を持つ 宮沢洋一自民党税制調査会会長。野田毅前会長の首を切っても軽減税率の導入に前向きな安部総理だが、軽減税率という難題の取りまとめには「荷が重すぎ」という内外からの不安の声、果たして年内にまとまるかどうか、ここにきて公明党もトーンダウン。どこまで歩み寄れるかがポイントになりそう。

国外財産が3兆円超に



5千万円以上の国外財産の所有者に提出が義務付けられた「国外財産調書」制度。平成25年にスタートし、26年末現在、8,180人から提出があり、国税庁から総額3兆1,150億円と発表されました。課税当局が進める富裕層への課税強化の第一歩が踏み出されました。

「配偶者控除」制度 改正先送り

安部総理が自ら名指しで改正を指示したことを受けて、平成27年からの改正を目指していた配偶者控除制度、消費税軽減税率の議論がなかなかまとまらず、今年度中は無理として、財務省幹部は早々に次年度以降へ先送り。同制度の恩恵を最も多く受けている国家公務員にとっては、うれしい誤算となったようだ。

NEWS WAVE

シンガポール 現地訪問

世界でも有数の低課税国シンガポール。近年は日本の大企業だけでなく、中小企業の進出も盛ん。日本国内から毎日20便以上ものフライト数を見ただけでも、その往来の多さには驚きます。

所得税率は最高で12%、法人税は実効税率約10%、納税額は日本の半分以下。さらに、相続税・贈与税はゼロ、世界中の高額所得者や高資産家が集まる国でもある。税理士法人のシンガポール支店で国際税務に取り組む八鍬信幸氏（所長次男）の協力を得て、資産の移転や課税の仕組み、さらには現地法人の作り方や社会保障制度などについて説明を受けました。東南アジアで最も注目されているシンガポールは、今や高層ビルの建設ラッシュ。日本とは違い国中いたるところ若者が多く、活気に溢れる町でした。



税金 Q&A

贈与税の非課税規定のおさらい



平成 27 年も残り 50 日余りとなりました。今年には相続税の課税が強化され、反対に贈与税は期間限定で有利な非課税制度が創設されました。

子供や孫が独立するまでには節目ごとに大きな支出が付きもの、国が後押ししている次の三つの非課税制度をここで復習しましょう。



税理士 八鍬幸江

資金の目的	教育資金	結婚子育て資金	住宅取得等資金
期限	平成 31 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	平成 31 年 6 月 30 日
対象者	30 歳未満の子、孫	20~50 歳未満の子、孫	20 以上の子、孫
限度額	1,500 万円 入学金、授業料 等	1,000 万円 挙式費用、出産費用 等	住宅取得の時期により 最高 1,500 万円
口座開設等	金融機関等で口座開設し 一定の手続きあり	金融機関等で口座開設し 一定の手続きあり	口座開設は不要
終了時	30 歳に達した時 又は 本人死亡の場合	50 歳に達した時 又は 本人死亡の場合	—

教育資金一括贈与の具体例

1,000 万円		残 額 200 万円	} 贈与税課税対象
	目的以外	目的以外	
	100 万円	100 万円	
	授業料等 500 万円 入学金 200 万円		終了時

終了時に **一括贈与の精算**をします。口座に残った額と目的外に支出した額は、ここで贈与税が課税されます。

ポイント

- ① 年間 110 万円の贈与税の基礎控除も併用できます。
- ② 納税額はなくても、必ず申告する、しかも期限内に…。
- ③ 申告する税務署は、受贈者（もらう人）の管轄税務署です。
- ④ 終了前に贈与者が死亡したら、結婚子育て資金は相続税の課税対象に。



注意すること

- ① 孫可愛さに贈与しすぎて老後の資金不足にならないよう、資金計画をたててから。
- ② 少子化です。一人の孫に 4 人の祖父母が係わることも…。父方、母方で相談しながら進めないと後々気まずくなる場合も。
- ③ 教育資金や結婚子育て資金は、資金の用途が限定されています。とりあえず限度一杯なんて安易にしないことです。



私の郷土料理 だまこもち鍋（秋田）



秋も深まり、鍋が恋しい季節になって来ました。そこで今回は、秋田の郷土料理 **だまこもち鍋**を紹介します。

だまこもちとは、きりたんぽの代わりにご飯をつぶして丸めたものです。作り方は簡単。新米のおいしいこの時期にぜひ作って食べてみてくださいね。きっと体も心も ポッカポカだねあつす、まんず まんず。

《 材 料 （4人分） 》

米	…	3合	長ネギ	…	2本
鶏もも肉	…	400g	せり	…	2束
ごぼう	…	1本	舞茸	…	2パック
だし	…	800cc	しらたき	…	1袋

（鶏のガラでだしをとるのがベスト。

ガラが手に入らない場合は市販の比内地鶏スープを利用）

しょうゆ、酒、塩 … 適量 片栗粉 … 適量

《 作 り 方 》

1. ご飯を固めに炊き、すり鉢かボウルに入れて全体に片栗粉を振り入れ、（煮崩れ防止のため）米粒が少し残る程度につぶす。
手の平をぬらしながら一口大に丸め、だまこもちを作る。
2. 鶏もも肉は一口大に切り、ごぼうはさががきにして灰汁ぬきをする。
舞茸、しらたき、せりは食べやすい大きさに切り、長ねぎは斜め切りにする。
3. 鍋にだしと鶏肉、ごぼうを入れて煮立たせ 鶏肉に火が通ったら灰汁を取りしょうゆと酒、塩で味付けをします。（味付けは少し濃いめがおいしいです）
舞茸、しらたきをを加えひと煮立ちしたら、だまこもちを入れる。
火が通ったらねぎとせりを加え、しんなりしたら出来上がりです。



黒須 久美子

マイナンバー制度 いよいよスタート！



そろそろ 皆様のお手元に届いた頃でしょうか。
国民ひとりひとりに割り当てられる“マイナンバー”。
その通知カードが10月から順次送付されています。

早速、年末調整や確定申告で必要となりますので、提示・記入を求められます。

マイナンバーは一生使うものです。

マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除き、番号は一生変更されませんので、通知カードはぜひ大切にしてください。

また、事業者の方は、従業員とその家族の分も含めると相当な量の番号を預かることとなるため、しっかりとした管理体制をとる必要がありますので注意してください。

ご相談は 八鍬会計 まで

税務や会計・経営や相続対策などなど、お気軽にご相談ください。

また、新たに事業を始める方や税金・資金繰り等でお困りの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

編集後記

一昨年の秋からスタートした本通信も9号まで発刊することができました。

まもなく師走。一年が本当に早く感じられます。これから何かと忙しい時期を迎えます。どうか体調を崩さぬようご注意ください。

連絡先 八鍬 税 務 会 計

TEL 048-769-9551

FAX 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net

広報委員 八鍬 鈴木 黒須